

ロケツーリズム協議会 会員規約

第1条：（ロケツーリズム協議会の目的と取り組み）

シティープロモーション(地域の活性)を目的とし、「映画・ドラマのロケ地を訪ね、風景と食を堪能し、人々の“おもてなし”に触れ、その地域のファンを作る」、すなわちロケツーリズムを推進していく。

第1ステップ：官民一体の受入れ体制(撮影サポート度の向上)

→三種の神器(ヒアリングシート・規約書・組織的な対応)

第2ステップ：観光客アップ(行楽度の向上)

→ロケ地マップ(発地・着地)、看板、サイン・ポスターの展示等

第3ステップ：市民から支持を得る(地域の変化)

→経済効果、広告換算効果、年2回のシンポジウム

第2条：（会員の条件）

シティーセールス、所属団体のブランディング向上に取り組む、産官学民の団体及び個人

(1) 認定団体

指定のセミナーを受講し、ロケツーリズムマニュアルを授与された団体及び個人

(2) その他団体

セミナーを受講し、ロケ受入における「三種の神器」を理解し、遵守に取り組む団体及び個人。

第3条：（入会の手続きと年会費）

(1) 協議会へ入会しようとする個人及び団体は、会員お申込みフォームから申し込むものとする。

(2) 入会申込みの確認後、入会金請求書を送付する

入会を申し込む個人及び団体は、入会手続き時にホームページ用の写真を最低1枚提出する。

(3) 会員希望する個人及び団体は、下記に定める会費を納入すること。

正会員：団体5万円、個人1万円とする。(税別)

(4) 原則、入会登録日(会費入金日)から、6月31日までとし、期間終了後は、退会手続きを行わない限り自動的に次年度へ更新されるものとする。

(5) 毎年7月1日～6月31日までの間に年会費を支払うものとする。

※ただし、2017年3月1日～2018年6月31日までは年会費免除とする。

第4条：（届け出の変更）

会員は、協議会への届出内容に変更が生じた場合は、変更の届出を行うものとする。

第5条：（退会手続き）

(1) 会員は退会する場合、退会届を事務局に提出すること。会費、その他未納金がある場合は、これを完納し退会とする。

(2) 期間の途中で退会する場合、会費の返還行われない。

第6条：（会則の改正）

幹事会の議決により会則を変更できるものとする。

第7条：（事務局）

ロケーションジャパン編集部（㈱地域活性プランニング内）に事務局を置く。

＜入会に関する問い合わせ＞

ロケツーリズム協議会 事務局

ロケーションジャパン編集部（㈱地域活性プランニング内）

〒105 - 0003 東京都港区西新橋 1-11-3 虎ノ門アサヒビル 7F

T E L : 03-5157-0567